

議案第 73 号

職員の自己啓発等休業に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 27 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 5 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員としての在職期間が 3 年以上である職員が申請した場合において、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第 26 条の 5 第 1 項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（法第 26 条の 5 第 1 項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める期間は、3 年を超えない範囲内の期間とする。

(大学等教育施設)

第 4 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第 91 条に規定する専攻科及び同法第 97 条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行

うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

（外国における奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める外国における奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）とする。

（自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにして行わなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が特別な事情があると認める場合を除き、1回に限るものとする。

- 3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること、又はその者が参加している外国における奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学

にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している外国における奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している外国における奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員に前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることににより、十分な意思疎通を図るものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の第2条の規定による申請その他の必要な準備行為については、同日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「なった職員」の次に「、法第26条の5第1項の規定による

自己啓発等休業中の職員」を、「その休職」の次に「、自己啓発等休業」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 4 職員の退職手当に関する条例(昭和33年墨田区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項各号列記以外の部分中「第7号」を「第8号」に、「第8号」を「第9号」に改め、同項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 自己啓発等休業(地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。次条第4項において同じ。)の期間

第11条第4項中「要しなかった期間」の次に「、自己啓発等休業をした期間(その期間中の同法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修又は同項に規定する国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。)」を加える。

(提案理由)

職員の大学等における修学等を支援し、もって多様化する区民ニーズに対応することが出来る職員を育成するため、自己啓発等休業の制度を導入することに伴い、職員の自己啓発等休業について定める必要がある。